

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>第2条 省略</p> <p>(免許の申請)</p> <p>第3条 条例第3条第1項の規定による<u>ふぐ調理師の免許</u>の申請は、<u>ふぐ調理師免許申請書</u>（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1) 条例第3条第1項第1号の<u>ふぐ調理師試験</u>（以下「試験」という。）に合格した者であることを証する書類（<u>他の都道府県において処理に関する免許を受けている者</u>にあつては、<u>その旨を証する書類および調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項の調理師の免許を受けていることを証する書類</u>）</p> <p>(2) 視力もしくは精神の機能の障害または麻薬、あへん、大麻もしくは覚醒剤の中毒者であるかどうかに関する医師の診断書（申請前1月以内に診断されているものに限る。）</p> <p>(登録事項)</p> <p>第4条 条例第3条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 登録番号および登録年月日</p> <p>(2) 住所、氏名および生年月日</p> <p>(3) <u>ふぐ調理師</u>の免許の取得資格の種別に関する事項</p>	<p>第1条 省略</p> <p>第2条 省略</p> <p>(免許の申請)</p> <p>第3条 条例第3条第1項の規定による<u>ふぐ処理者の免許</u>の申請は、<u>ふぐ処理者免許申請書</u>（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1) 条例第3条第1項第1号の<u>ふぐ処理者試験</u>（以下「試験」という。）に合格した者であることを証する書類（<u>条例第3条第1項第2号に掲げる者</u>にあつては、<u>他の都道府県知事等のふぐの処理に関する免許等を受けていることを証する書類</u>）</p> <p>(2) 視力もしくは精神の機能の障害または麻薬、あへん、大麻もしくは覚醒剤の中毒者であるかどうかに関する医師の診断書（申請前1月以内に診断されているものに限る。）</p> <p>(登録事項)</p> <p>第4条 条例第3条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 登録番号および登録年月日</p> <p>(2) 住所、氏名および生年月日</p> <p>(3) <u>ふぐ処理者</u>の免許の取得資格の種別に関する事項</p>

2 ふぐ調理師名簿には、前項に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載する。

- (1) ふぐ調理師の免許の取消し等に関する事項
- (2) 条例第3条第3項のふぐ調理師免許証（以下「免許証」という。）の書換えおよび再交付に関する事項
- (3) 登録の消除に関する事項

第5条 省略

（登録事項の変更等）

第6条 条例第4条第1項の規定による届出は、ふぐ調理師名簿登録事項変更届（別記様式第3号）によりしなければならない。

2 前項の場合において、氏名に変更を生じたときは、戸籍の抄本または謄本（日本の国籍を有しない者にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。））を添えなければならない。

（免許証の再交付）

第7条 条例第4条第2項の規定による免許証の再交付の申請は、ふぐ調理師免許証再交付申請書（別記様式第4号）によりしなければならない。

2 前項の場合において、免許証をき損したときは、当該免許証を添えなければならない。

（免許証の返納）

2 ふぐ処理者名簿には、前項に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載する。

- (1) ふぐ処理者の免許の取消し等に関する事項
- (2) 条例第3条第3項のふぐ処理者免許証（以下「免許証」という。）の書換えおよび再交付に関する事項
- (3) 登録の消除に関する事項

第5条 省略

（登録事項の変更等）

第6条 条例第4条第1項の規定による届出は、ふぐ処理者名簿登録事項変更届（別記様式第3号）によりなければならない。

2 前項の場合において、氏名に変更を生じたときは、戸籍の抄本または謄本（日本の国籍を有しない者にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。））を添えなければならない。

（免許証の再交付）

第7条 条例第4条第2項の規定による免許証の再交付の申請は、ふぐ処理者免許証再交付申請書（別記様式第4号）によりなければならない。

2 前項の場合において、免許証をき損したときは、当該免許証を添えなければならない。

（免許証の返納）

第8条 条例第4条第3項もしくは第4項または第8条第3項の規定による免許証の返納は、ふぐ調理師免許証返納届（別記様式第5号）によりしなければならない。

（試験の科目）

第9条 試験の科目は、次のとおりとする。

(1) 学科試験

ア 省略

イ 食品衛生学

ウ 省略

(2) 省略

（試験の公告）

第10条 知事は、試験を行うときは、その日時、場所、科目、受験願書の提出期限その他試験に関し必要な事項をあらかじめ公告する。

第11条から第11条の5まで 省略

（受験手続）

第12条 試験を受けようとする者（以下「受験者」という。）は、ふぐ調理師試験受験願書（別記様式第6号。以下「受験願書」という。）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

第8条 条例第4条第3項もしくは第4項または第8条第3項の規定による免許証の返納は、ふぐ処理者免許証返納届（別記様式第5号）によりしなければならない。

（ふぐ処理者試験の科目）

第9条 ふぐ処理者試験の科目は、次のとおりとする。

(1) 学科試験

ア 省略

イ 水産食品の衛生に関する知識

ウ 省略

(2) 省略

（ふぐ処理者試験の公告）

第10条 知事は、ふぐ処理者試験を行うときは、その日時、場所、科目、受験願書の提出期限その他試験に関し必要な事項をあらかじめ公告する。

第11条から第11条の5まで 省略

（受験手続）

第12条 ふぐ処理者試験を受けようとする者（以下「受験者」という。）は、ふぐ処理者試験受験願書（別記様式第6号。以下「受験願書」という。）に写真（出願前6月以内に撮影した脱帽、上半身正面向きで、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもの）を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 調理師法第3条第1項の調理師の免許を受けていることを証する書類

(2) 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽、上半身正面向きで、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもの）

2 知事は、前項の受験願書を受理したときは、受験者に対してふぐ調理師試験受験票（別記様式第7号）を交付する。

（不正行為に対する処分）

第13条 知事は、受験者が試験に関して不正行為をしたときは、その者の受験を停止し、または合格を取り消すことができる。

（合格証書および合格証明書の交付）

第14条 知事は、試験に合格した者の氏名その他必要な事項をふぐ調理師試験合格者名簿に記載するとともに、その者に対して、ふぐ調理師試験合格証書（別記様式第8号）を交付する。

2 知事は、前項のふぐ調理師試験合格証書を亡失し、またはき損した者から、当該合格証書に代わる合格証明書の交付の申請があったときは、ふぐ調理師試験合格証明書（別記様式第9号）を交付する。

3 前項の規定による合格証明書の交付の申請は、ふぐ調理師試験合格証明書交付申請書（別記様式第10号）によりしなければならない。

（障害を補う手段等の考慮）

第14条の2 知事は、ふぐ調理師の免許の申請を行った者が条例第7条の2第1号に掲げる者に該当すると認める場合において、当該申請者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該申請者が現に利用し

（削除）

（削除）

2 知事は、前項の受験願書を受理したときは、受験者に対してふぐ処理者試験受験票（別記様式第7号）を交付する。

（不正行為に対する処分）

第13条 知事は、受験者がふぐ処理者試験に関して不正行為をしたときは、その者の受験を停止し、または合格を取り消すことができる。

（合格証書および合格証明書の交付）

第14条 知事は、ふぐ処理者試験に合格した者の氏名その他必要な事項をふぐ処理者試験合格者名簿に記載するとともに、その者に対して、ふぐ処理者試験合格証書（別記様式第8号）を交付する。

2 知事は、前項のふぐ処理者試験合格証書を亡失し、またはき損した者から、当該合格証書に代わる合格証明書の交付の申請があったときは、ふぐ処理者試験合格証明書（別記様式第9号）を交付する。

3 前項の規定による合格証明書の交付の申請は、ふぐ処理者試験合格証明書交付申請書（別記様式第10号）によりしなければならない。

（障害を補う手段等の考慮）

第14条の2 知事は、ふぐ処理者の免許の申請を行った者が条例第7条の2第1号に掲げる者に該当すると認める場合において、当該申請者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該申請者が現に利用し

ている障害を補う手段または当該申請者が現に受けている治療等により障害が補われ、または障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

(ふぐ取扱施設の届出)

第15条 条例第13条第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) ふぐ取扱施設の営業の種類
- (2) 省略

第16条 条例第13条の規定による届出は、ふぐ取扱施設届出書（別記様式第11号）に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 専任のふぐ調理師の免許証の写し
- (2) 省略
- (3) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条各号に掲げる営業にあつては、当該営業に係る許可書の写し
- (4) 前号の営業以外の営業にあつては、ふぐ取扱施設の構造を記載した図面およびふぐ取扱施設の付近の見取図

(届出済証の様式)

第17条 条例第14条第1項のふぐ取扱施設届出済証（以下「届出済証」という。）は、別記様式第12号による。

(届出済証の書換え)

第18条 条例第14条第2項の規定による届出済証の書換えの申請は、ふぐ取扱施設届出済証書換え申請書（別記様式第13号）に次に掲げる書

ている障害を補う手段または当該申請者が現に受けている治療等により障害が補われ、または障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

(ふぐ処理施設の届出)

第15条 条例第13条第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) ふぐ処理施設の営業の種類
- (2) 省略

第16条 条例第13条の規定による届出は、ふぐ処理施設届出書（別記様式第11号）に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 専任のふぐ処理者の免許証の写し
- (2) 省略
- (3) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号、第4号、第16号、第26号または第28号に掲げる営業に係る許可書の写し
(削除)

(届出済証の様式)

第17条 条例第14条第1項のふぐ処理施設届出済証（以下「届出済証」という。）は、別記様式第12号による。

(届出済証の書換え)

第18条 条例第14条第2項の規定による届出済証の書換えの申請は、ふぐ処理施設届出済証書換え申請書（別記様式第13号）に次に掲げる書

類を添えてしなければならない。

(1) 省略

(2) 専任のふぐ調理師の氏名に変更を生じたときは、変更後の専任の
ふぐ調理師の免許証の写し

(届出済証の再交付)

第19条 条例第14条第3項の規定による届出済証の再交付の申請は、ふ
ぐ取扱施設届出済証再交付申請書（別記様式第14号）によりしなけれ
ばならない。

2 省略

(届出済証の返納)

第20条 条例第14条第4項または第16条の規定による届出済証の返納
は、ふぐ取扱施設届出済証返納届（別記様式第15号）によりしなけれ
ばならない。

第21条 省略

(販売の禁止の適用除外)

第22条 条例第19条第3号の規則で定める者は、ふぐの加工品等の製造
業者（条例第13条の規定による届出をした者に限る。）とする。

別記様式第1号（第3条関係）

ふぐ調理師免許申請書

類を添えてしなければならない。

(1) 省略

(2) 専任のふぐ処理者の氏名に変更を生じたときは、変更後の専任の
ふぐ処理者の免許証の写し

(届出済証の再交付)

第19条 条例第14条第3項の規定による届出済証の再交付の申請は、ふ
ぐ処理施設届出済証再交付申請書（別記様式第14号）によりしなけれ
ばならない。

2 省略

(届出済証の返納)

第20条 条例第14条第4項または第16条の規定による届出済証の返納
は、ふぐ処理施設届出済証返納届（別記様式第15号）によりしなけれ
ばならない。

第21条 省略

(削除)

別記様式第1号（第3条関係）

ふぐ処理者免許申請書

年 月 日

滋賀県知事 _____ 様

申請者 住所
氏名

ふぐ調理師の免許を受けたいので、滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例第3条第1項の規定により次のとおり申請します。

ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日
ふぐ調理師と なる資格	年 月実施の <u>滋賀県ふぐ調理師試験</u> に合格 合格証書番号 第 号	
	年 月 県(都道府)で処理に関する <u>免許 取得</u> 免許証等番号 第 号	
免許の取消し の有無	有・無	取消事由 (有の場合)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事 _____

申請者 住所
氏名

ふぐ処理者の免許を受けたいので、滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例第3条第1項の規定により次のとおり申請します。

ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日
ふぐ処理者と なる資格	年 月実施の <u>滋賀県ふぐ処理者試験</u> に合格 合格証書番号 第 号	
	年 月 県(都道府・市区)で処理に関する <u>免許等取得</u> 免許証等番号 第 号	
免許等の取消し の有無	有・無	取消事由 (有の場合)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2号 (第5条関係)

ふぐ調理師免許証 滋賀県知事 [印]	年 月 日	氏 名	年 月 日生
ふぐ調理師名簿登録番号 第 号			

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例
 (平成四年滋賀県条例第四十二号) 第三条
 第一項のふぐ調理師の免許を受けた者で
 あることを証します

様式第3号 (第6条関係)

ふぐ調理師名簿登録事項変更届
 年 月 日
 滋賀県知事 様

様式第2号 (第5条関係)

ふぐ処理者免許証 滋賀県知事 [印]	年 月 日	氏 名	年 月 日生
ふぐ処理者名簿登録番号 第 号			

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例
 (平成四年滋賀県条例第四十二号) 第三条
 第一項のふぐ処理者の免許を受けた者で
 あることを証します

様式第3号 (第6条関係)

ふぐ処理者名簿登録事項変更届
 年 月 日
 (宛先)
 滋賀県知事

申請者 住所
ふりがな
氏名

ふぐ調理師名簿の登録事項に変更を生じたので、滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例第4条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
変更事項	1 氏名		2 住所
変更内容	変 更 前	変 更 後	
変更年月日	年 月 日		

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第4号（第7条関係）

ふぐ調理師免許証再交付申請書

年 月 日

滋賀県知事 _____ 様

申請者 住所
ふりがな
氏名

申請者 住所
ふりがな
氏名

ふぐ処理者名簿の登録事項に変更を生じたので、滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例第4条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
変更事項	1 氏名		2 住所
変更内容	変 更 前	変 更 後	
変更年月日	年 月 日		

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第4号（第7条関係）

ふぐ処理者免許証再交付申請書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事 _____

申請者 住所
ふりがな
氏名

ふぐ調理師免許証の再交付を受けたいので、滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例第4条第2項の規定により次のとおり申請します。

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
再交付の理由	1 亡失		2 き損
亡失・き損の理由			
亡失・き損の年月日	年 月 日		

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第5号（第8条関係）

ふぐ調理師免許証返納届
年 月 日

滋賀県知事 様

届出者 住所
ふりがな
氏名
続柄

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例第4条第3項（第4条第4項、第8条第3項）の規定により、次のとおりふぐ調理師免許証を返納します。

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
------	-----	-------	-------

ふぐ処理者免許証の再交付を受けたいので、滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例第4条第2項の規定により次のとおり申請します。

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
再交付の理由	1 亡失		2 き損
亡失・き損の理由			
亡失・き損の年月日	年 月 日		

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第5号（第8条関係）

ふぐ処理者免許証返納届
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

届出者 住所
ふりがな
氏名
続柄

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例第4条第3項（第4条第4項、第8条第3項）の規定により、次のとおりふぐ処理者免許証を返納します。

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
------	-----	-------	-------

氏名	生年月日	年	月	日
返納理由	1 免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したため 2 死亡したため 3 <u>失そう</u> の宣告を受けたため 4 <u>ふぐ調理師免許の取消処分</u> を受けたため			
返納事由の 生じた年月日	年 月 日			

注1 続柄の欄は、ふぐ調理師以外の者が届出をする場合のみ、届出者と当該ふぐ調理師との続柄または関係を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 6 号 (第12条関係)

ふぐ調理師試験受験願書

年 月 日

氏名	生年月日	年	月	日
返納理由	1 免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したため 2 死亡したため 3 <u>失踪</u> の宣告を受けたため 4 <u>ふぐ処理者免許の取消処分</u> を受けたため			
返納事由の 生じた年月日	年 月 日			

注1 続柄の欄は、ふぐ処理者以外の者が届出をする場合のみ、届出者と当該ふぐ処理者との続柄または関係を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 6 号 (第12条関係)

ふぐ処理者試験受験願書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事 _____ 様

受験者 住所
ふりがな
氏名
生年月日 年 月 日
電話番号 () —

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例第3条第1項第1号のふぐ調理師試験を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

写真

ちょう付欄

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第7号（第12条関係）

ふぐ調理師試験受験票			
	受験番号		

滋賀県知事 _____

受験者 住所
ふりがな
氏名
生年月日 年 月 日
電話番号 () —

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例第3条第1項第1号のふぐ処理者試験を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

写真

ちょう付欄

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第7号（第12条関係）

ふぐ処理者試験受験票			
	受験番号		

	受験者氏名		
1	試験日時		
2	試験場所		
3	持参品		
4	注意事項		

様式第8号（第14条関係）

第 号

ふぐ調理師試験合格証書

氏 名
生年月日 年 月 日

年 月実施のふぐ調理師試験に合格したことを証します。

年 月 日

滋賀県知事 印

様式第9号（第14条関係）

	受験者氏名		
1	試験日時		
2	試験場所		
3	持参品		
4	注意事項		

様式第8号（第14条関係）

第 号

ふぐ処理者試験合格証書

氏 名
生年月日 年 月 日

年 月実施のふぐ処理者試験に合格したことを証します。

年 月 日

滋賀県知事 印

様式第9号（第14条関係）

ふぐ調理師試験合格証明書

年 月 日

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、 年 月実施のふぐ調理師試験に合格した者であることを証明します。(合格証書番号 第 号)

年 月 日

滋賀県知事 印

様式第10号 (第14条関係)

ふぐ調理師試験合格証明書交付申請書

年 月 日

滋賀県知事 様

申請者 住所
氏名

年度に実施されたふぐ調理師試験の合格証書を亡失(き損)したので、滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則第14条第2項の規定により、次のとおり合格証明書の交付を申請します。

ふりがな		生年月日	年 月 日
------	--	------	-------

ふぐ処理者試験合格証明書

年 月 日

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、 年 月実施のふぐ処理者試験に合格した者であることを証明します。(合格証書番号 第 号)

年 月 日

滋賀県知事 印

様式第10号 (第14条関係)

ふぐ処理者試験合格証明書交付申請書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

申請者 住所
氏名

年度に実施されたふぐ処理者試験の合格証書を亡失(き損)したので、滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則第14条第2項の規定により、次のとおり合格証明書の交付を申請します。

ふりがな		生年月日	年 月 日
------	--	------	-------

氏名			
合格証書番号	第 号	合格年月日	年 月 日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第11号（第16条関係）

ふぐ取扱施設届出書

年 月 日

滋賀県知事 様

届出者 住所
氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地
ならびに名称および代表者の氏名

ふぐ取扱施設を経営したいので、滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例第13条の規定により次のとおり届け出ます。

<u>ふぐ取扱施設</u>	名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
専任の <u>ふぐ調理師</u>		

氏名			
合格証書番号	第 号	合格年月日	年 月 日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第11号（第16条関係）

ふぐ処理施設届出書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

届出者 住所
氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地
ならびに名称および代表者の氏名

ふぐ処理施設を経営したいので、滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例第13条の規定により次のとおり届け出ます。

<u>ふぐ処理施設</u>	名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
専任の <u>ふぐ処理者</u>		

の氏名	
営業の種類	1 飲食店営業 2 魚介類販売業 3 <u>魚介類せり 売営業</u> 4 <u>その他 ()</u>
有毒部分の 廃棄処分の 方 法	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第12号（第17条関係）

(表)

第 号

ふぐ取扱施設届出済証

営業者の氏名（名称）

ふぐ取扱施設の名称

ふぐ取扱施設の所在地

上記の施設は、滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例第13条の規定による届出がなされたふぐ取扱施設であることを証します。

年 月 日

の氏名	
営業の種類	1 飲食店営業 2 魚介類販売業 3 <u>水産製品製造業</u> 4 <u>複合型そうざい製造業</u> 5 <u>複合型冷凍食品製造業</u>
有毒部分の 廃棄処分の 方 法	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第12号（第17条関係）

(表)

第 号

ふぐ処理施設届出済証

営業者の氏名（名称）

ふぐ処理施設の名称

ふぐ処理施設の所在地

上記の施設は、滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例第13条の規定による届出がなされたふぐ処理施設であることを証します。

年 月 日

滋賀県知事 印

(裏)

専 任 の ふ ぐ 調 理 師	届出年月日	氏 名	登 録 番 号	登録年月日	確認印
	・ ・		第 号	・ ・	
	・ ・		第 号	・ ・	
	・ ・		第 号	・ ・	
	・ ・		第 号	・ ・	
	・ ・		第 号	・ ・	
	・ ・		第 号	・ ・	
	・ ・		第 号	・ ・	
	・ ・		第 号	・ ・	
	・ ・		第 号	・ ・	

書 換 え ・ 再 交 付	届出年月日	内 容	確認印
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		

滋賀県知事 印

(裏)

専 任 の ふ ぐ 処 理 者	届出年月日	氏 名	登 録 番 号	登録年月日	確認印
	・ ・		第 号	・ ・	
	・ ・		第 号	・ ・	
	・ ・		第 号	・ ・	
	・ ・		第 号	・ ・	
	・ ・		第 号	・ ・	
	・ ・		第 号	・ ・	
	・ ・		第 号	・ ・	
	・ ・		第 号	・ ・	
	・ ・		第 号	・ ・	

書 換 え ・ 再 交 付	届出年月日	内 容	確認印
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		

・	・		
・	・		
・	・		
・	・		

様式第13号（第18条関係）

ふぐ取扱施設届出済証書換え申請書

年 月 日

滋賀県知事 _____ 様

申請者 住所
氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地
ならびに名称および代表者の氏名

ふぐ取扱施設届出済証の記載事項に変更を生じたので、滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例第14条第2項の規定により、次のとおり届出済証の書換えを申請します。

届出済証番号	第	号
--------	---	---

・	・		
・	・		
・	・		
・	・		

様式第13号（第18条関係）

ふぐ処理施設届出済証書換え申請書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事 _____

申請者 住所
氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地
ならびに名称および代表者の氏名

ふぐ処理施設届出済証の記載事項に変更を生じたので、滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例第14条第2項の規定により、次のとおり届出済証の書換えを申請します。

届出済証番号	第	号
--------	---	---

届出済証交付年月日	年 月 日	
変 更 事 項	1 営業者の氏名 (名称)	2 ふぐ取扱施設の名称
	3 ふぐ取扱施設の所在地	
	4 専任のふぐ調理師の氏名	
	変 更 前	変 更 後
変 更 内 容		
変 更 年 月 日	年 月 日	

注1 ふぐ取扱施設の所在地に係る書換えについては、住居表示の変更の場合に限る。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第14号 (第19条関係)

ふぐ取扱施設届出済証再交付申請書

年 月 日

滋賀県知事 _____ 様

申請者 住所
氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地
ならびに名称および代表者の氏名

ふぐ取扱施設届出済証の再交付を受けたいので、滋賀県ふぐの取扱

届出済証交付年月日	年 月 日	
変 更 事 項	1 営業者の氏名 (名称)	2 ふぐ処理施設の名称
	3 ふぐ処理施設の所在地	
	4 専任のふぐ処理者の氏名	
	変 更 前	変 更 後
変 更 内 容		
変 更 年 月 日	年 月 日	

注1 ふぐ処理施設の所在地に係る書換えについては、住居表示の変更の場合に限る。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第14号 (第19条関係)

ふぐ処理施設届出済証再交付申請書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事 _____

申請者 住所
氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地
ならびに名称および代表者の氏名

ふぐ処理施設届出済証の再交付を受けたいので、滋賀県ふぐの取扱

いの規制に関する条例第14条第2項の規定により次のとおり申請します。

ふぐ取扱施設の名称	
ふぐ取扱施設の所在地	
届出済証番号	第 号
届出済証交付年月日	年 月 日
専任のふぐ調理師の氏名	
再交付の理由	1 亡失 2 き損
亡失・き損の理由	
亡失・き損の年月日	年 月 日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第15号（第20条関係）

ふぐ取扱施設届出済証返納届

年 月 日

滋賀県知事 様

届出者 住所
氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地
ならびに名称および代表者の氏名

続柄

いの規制に関する条例第14条第3項の規定により次のとおり申請します。

ふぐ処理施設の名称	
ふぐ処理施設の所在地	
届出済証番号	第 号
届出済証交付年月日	年 月 日
専任のふぐ処理者の氏名	
再交付の理由	1 亡失 2 き損
亡失・き損の理由	
亡失・き損の年月日	年 月 日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第15号（第20条関係）

ふぐ処理施設届出済証返納届

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

届出者 住所
氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地
ならびに名称および代表者の氏名

続柄

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例第14条第3項（第16条）の規定により、次のとおりふぐ取扱施設届出済証を返納します。

ふぐ取扱施設の名称	
ふぐ取扱施設の所在地	
届出済証番号	第 号
届出済証交付年月日	年 月 日
返 納 理 由	1 ふぐ取扱施設を廃止したため 2 営業者が死亡したため 3 営業者が失そうの宣告を受けたため 4 その他（ ）
廃止等の年月日	年 月 日

- 注1 続柄の欄は、営業者以外の者が届出をする場合のみ、届出者と当該営業者との続柄または関係を記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例第14条第4項（第16条）の規定により、次のとおりふぐ処理施設届出済証を返納します。

ふぐ処理施設の名称	
ふぐ処理施設の所在地	
届出済証番号	第 号
届出済証交付年月日	年 月 日
返 納 理 由	1 ふぐ処理施設を廃止したため 2 営業者が死亡したため 3 営業者が失踪の宣告を受けたため 4 その他（ ）
廃止等の年月日	年 月 日

- 注1 続柄の欄は、営業者以外の者が届出をする場合のみ、届出者と当該営業者との続柄または関係を記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。